

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 8 6 6	受 理 年 月 日	令 和 4 年 4 月 20 日
件 名	学童保育利用料の見直し		
要 旨	<p>私たちは京都市の学童保育・児童館で働く労働者である。学童保育は小学6年生までの留守家庭児童が過ごす所で、保護者が安心して働くために必要なものになっている。児童館は0歳から18歳の子供たちが誰でも自由に利用できる施設で子育て支援や児童の健全育成、地域福祉促進には欠かせないものになっている。京都市は事業主体者としての責任を持ち、学童保育機能を持った児童館を一元化児童館として市内に129箇所、単独の学童保育所を10箇所設置しており、全てが民間委託により運営している。</p> <p>京都市は、これまで所得に応じて決められていた学童保育利用料を、4月から利用区分に応じて一律の利用料にする見直しを保護者の十分な説明と理解を得ないまま決めてしまった。これにより、値上がり幅が最大のケースで、年間5万2,500円だった利用料が14万5,000円と2.6倍の値上げ、総額で1.5億円の保護者負担増になり低所得者ほど負担が増えることになった。保護者からは、これでは学童に通わせられない、家で留守番させるしかない。子供たちの居場所がなくなると不安の声が広がっている。応能負担から応益負担への転換は学童保育が福祉でなくなることになる。私たちは子供の権利や家庭支援がお金があるかどうかで保障されるような現場で働きたくない。これまで京都市長は子育て環境日本一とアピールしておきながら、子育て世代人口は年々減っている。行財政改革計画で更に子育て予算を削減する京都市政に納得できない。</p> <p>私たちは市の職員ではないが、京都市はこれまで私たちの労働条件確立を目的に職員処遇実施要綱を作り、市内どこの学童保育・児童館で働いても同じ処遇が保障されてきた。1989年に当時の京都市長が労働組合との団体交渉に応じてから2019年まで繰り返し話し合いをする中で処遇改善もされてきた。しかし、コロナ禍の下で京都市は職員処遇実施要綱を廃止し、これまで労使で決めてきた労働条件はあくまでも基準で委託先を拘束するものではないとし、私たちとの団体交渉も拒否してきたのである。これまで京都市が出した団体交渉回答メモや協定書なども数多く残っており、この間一度も労働組合法上の団体交渉に応じるべき義務が存在したことはないといった考え方を伝えられたことも一度もなかった。現在、私たちは京都市の団体交渉拒否は不当労働行為に当たるとして京都府労働委員会に救済申立てをして、公正な判断を求めている。</p> <p>私たちは10年働いても手取り20万円にも満たない低賃金でありながらも、研究と実践を重ねて子供たちの豊かな育ちのために保護者と地域の皆さんと一緒に学童保育・児童館を作ってきた。これからも働き続けることで、子供たちの成長を守り、保護者と共に子育てに携わっていきたい。そして、子供たちが毎日行きたいと思える学童保育・児童館にしたい。しかし、このままでは子供たちの最善の利益も保護者が安心して働く権利も守れない。</p> <p>ついては、2022年4月からの学童保育の利用料の見直しを行うことを願う。</p> <p>なお、本陳情について、ネット署名324筆を添える。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教 育 福 祉 委 員 会		